

茨城工業高等専門学校における自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針に関する規則

令和7年7月16日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における内部質保証として実施する自己点検・評価、外部評価及び第三者評価（以下「評価等」という。）に係る実施方針に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 評価等は、教育研究活動その他すべての活動について継続的に実施し、不断の改善に取り組むことで教育研究水準の向上を図り、もって本校の理念実現並びに社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 本校内部において自らが実施する点検及び評価をいう。
- (2) 外部評価 学外の有識者により構成された機関による評価及び検証をいう。
- (3) 第三者評価 学校教育法その他関係法令に基づき、認証評価機関等が実施する評価をいう。

(実施体制)

第4条 本校が実施する評価等の最終責任を負う者として、最高責任者を置く。

2 最高責任者は、校長をもって充てる。

3 本校に、評価等に関する業務を統括し、学校全体の質保証体制を構築・管理する者として統括責任者を置く。

4 統括責任者は、副校長（総務主事）をもって充て、運営会議その他の場を通じ、校長、副校長及び各組織の長と連携し、評価等の実効性確保に努める。

(自己点検・評価の実施)

第5条 学校全体に係る自己点検・評価の企画、立案及び実施の総括は、自己点検・評価委員会が行う。評価項目、評価基準及び実施方法等に関し必要な事項は、同委員会が別に定める。

2 本校を構成する全ての組織は、前項に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため、その所掌する業務について日常的に自ら点検し、必要な改善措置を講じなければならない。

(外部評価)

第6条 外部評価は、校内評価を補完するため、第三者の観点から自己点検・評価の妥当性及び有

効性を検証し、その結果を改善に活かすことを目的として実施する。

2 外部評価の内容及び実施方法に関し必要な事項は、別に定める。

(第三者評価)

第7条 第三者評価は、学校教育法その他関係法令及び評価実施機関が定める基準に基づき実施するものとする。

(公表)

第8条 評価等の結果は、ホームページその他適切な方法により広く公表するものとする。

(改善措置の実施)

第9条 校長は、評価結果に基づき、各組織に対して改善策の検討及び立案を指示し、具体的な改善措置を決定するものとする。

2 改善措置の進捗管理については、自己点検・評価委員会が実施する。

(その他)

第10条 本規則に定める事項のほか、評価等の実施方針等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。